

ID: 142

担当部署: 環境課

処分の概要	公共的団体の認定		
例規名 根拠条項	高根沢町土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例施行規則 第5条第2項		
例規番号	令和7年規則第8号		
【基準】			
第5条の規定による。 (公共的団体の範囲)			
第5条 条例第8条第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。			
(1) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人都市再生機構、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本高速道路株式会社、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人労働者健康安全機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構			
(2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社			
(3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社			
(4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社			
(5) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により認可された土地改良区及び同法第77条第2項の規定により認可された土地改良区連合			
(6) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合			
(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、土壌の汚染の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして町長の認定を受けた者			
2 前項第7号の規定による町長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書(別記様式第4号)を町長に提出しなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日